

仁川まちづくり協議会 会則

第1章 総則

(名称・構成)

第1条 この会は、仁川まちづくり協議会（以下、本会という。）と称し、仁川小学校区に居住する住民、及び仁川小学校区に拠点を持つ団体によって構成される。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の定めるところに置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、地域社会における住民相互の交流と住民主体の活動を通じて、安全で安心して暮らせるまちづくり、あたたかい心を育むまちづくり、景観を楽しめる清々しいまちづくり、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、仁川小学校区内の総合的なコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民相互の交流と親睦に関する事。
- (2) 住民の健康増進と文化教養の向上に関する事。
- (3) 福祉、子育て支援、青少年育成に関する事。
- (4) 生活環境の維持向上に関する事。
- (5) 防災、防犯等、安心安全なまちづくりに関する事。
- (6) 本会に関する情報を構成員に公開する事。
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 活動委員会

(構成)

第5条 活動委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 監事を除く役員
- (2) 仁川小学校区の自治会から選出された者
- (3) 本会に登録された、仁川小学校区に拠点を持つ各種団体から選出された者
- (4) 本会に登録された、仁川小学校区に居住する住民

2 本会則施行日現在の、前項の自治会及び各種団体は、別表のとおりとする。

- 3 活動委員会に、委員長、及び副委員長を置く。
- 4 活動委員会委員長は、活動委員会を代表し、会務を統括する。また、活動委員会を招集し、議長となる。
- 5 活動委員会副委員長は、専門部部長の中から活動委員会により選任され、活動委員会委員長を補佐する。
- 6 活動委員に次のとおり変更のあるときは、活動委員会委員長を通じて申請を行い、常任評議委員会に報告する。
 - (1) 校区内に居住する住民、又は校区内に拠点を持つ各種団体が本会への登録を希望するとき。
 - (2) 本会に登録した住民、又は各種団体が退会を希望するとき。
 - (3) 自治会、又は各種団体から選出された者が交代するとき。

(任務)

第6条 活動委員会は、次の事項を協議実行する。

- (1) 第4条に掲げる本会の事業全般の日常活動を遂行すること。
 - (2) 事業報告及び決算、事業計画及び予算を作成し、評議委員会に提出すること。
 - (3) 常任評議委員会に必要に応じて活動を報告し、議案を提出して協議すること。
 - (4) その他、第3条に掲げた目的を達成するために必要と認めた事項。
- 2 活動委員会に、必要に応じて専門部を置く。専門部の名称と活動は別途定める。専門部を新設するとき、又は廃止するときは、常任評議委員会の承認を得ねばならない。
 - 3 活動委員は、いずれかの専門部に所属して活動する。複数の専門部員を兼任してもよい。
 - 4 第1項の活動を円滑に進めるため、役員会は必要な連絡・調整を行うものとする。

第4章 常任評議委員会

(構成)

第7条 常任評議委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 監事を除く役員
 - (2) 仁川小学校区の自治会の会長
 - (3) 仁川小学校区に拠点を持つ各種団体代表（5名程度）
- 2 前項の各種団体代表を常任評議委員に選任する方法は、別途定める。
 - 3 常任評議委員会に、委員長、及び副委員長を置く。
 - 4 常任評議委員会委員長は、常任評議委員会を代表し、会務を統括する。また常任評議委員会を招集し、議長となる。
 - 5 常任評議委員会副委員長は、常任評議委員の互選により選任され、常任評議委員会委員長を補佐する。
 - 6 常任評議委員は、第9条に定める監事を兼ねることはできない。
 - 7 常任評議委員に変更の必要がある場合、常任評議委員長を通じて変更申請を行い、

常任評議委員会の承認を得る。

(任務)

第8条 常任評議委員会は、常設の議決機関であり、次の事項を評議決定する。

- (1) 活動委員会から提出された事業報告及び決算、事業計画及び予算を評議決定し、総会に提出すること。
- (2) 本会の役員を総会に推薦すること。
- (3) 必要に応じて活動委員会から活動の報告を受け、議案を協議すること。
- (4) 活動委員会専門部の設置、及び廃止に関すること。
- (5) 本会への個人、又は団体の加入、又は退会に関すること。
- (6) 細則の制定、及び改廃。
- (7) その他、本会の活動のために必要と認めた事項。

第5章 役員会

(構成)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 常任評議委員会委員長兼務副会長 | 1名 |
| (3) 活動委員会委員長兼務副会長 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局次長 | 1～数名 |
| (6) 会計 | 2名 |
| (7) 監事 | 2名 |
| (8) 専門部部長 | 専門部数名 |

(選任)

第10条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長、活動委員会委員長を兼務する副会長、事務局長、事務局次長、会計、及び監事は、活動委員及び常任評議委員から選出された委員からなる役員選考委員会が推薦し、常任評議委員会にて承認を得、総会にて選任する。但し、現会長及び現副会長は、役員選考委員にはなれない。また、役員選考委員のうち、現役員が半数を超えてはならない。役員選考委員の選出方法は別途定める。
- (2) 常任評議委員会委員長を兼務する副会長は、常任評議委員の互選により推薦され、総会にて選任する。
- (3) 専門部部長は、活動委員の互選により推薦され、常任評議委員会にて承認を得、総会にて選任する。

(任務)

第11条 役員会は、第3条の目的を達成できるよう、次の活動を行う。

- (1) 活動委員会が円滑に任務を遂行できるよう、各専門部、及び役員相互の情報を交換し、調整する。
 - (2) 常任評議委員会が円滑に任務を遂行できるよう、常任評議委員会と活動委員会との連携を図り、調整する。
- 2 各役員の仕事は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、総会、及び役員会を招集し、議長となる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えあるときはその職務を代行する。また、常任評議委員会と活動委員会相互の連絡調整を行い、本会の円滑な運営を図る。
 - (3) 事務局長は、会議、及び会の運営について必要な事務全般を担当する。また、仁川小学校内コミュニティ室の運営について必要な事務全般を担当する。
 - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
 - (5) 会計は、運営、及び活動に伴う経理事務を担当する。
 - (6) 監事は、会計監査、及び業務監査を担当する。
 - (7) 専門部部長は、活動委員として本会の事業活動に参画し、主として担当専門部の運営に当たる。
- 3 監事は、他の役員、及び常任評議委員を兼務できないが、業務監査のため、常任評議委員会、又は活動委員会に出席できる。

(任期)

- 第12条 役員の仕事は、定期総会の終了後から、次年度の定期総会の終了までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(相談役、顧問)

- 第13条 本会に、必要に応じ、常任評議委員会の承認を得て、相談役及び顧問を置くことが出来る。
- 2 相談役、及び顧問は、会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第6章 総会

(種別)

- 第14条 本会の総会は、定期総会、及び臨時総会の2種とする。
- 2 定期総会は、毎事業年度1回開催する。
 - 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 評議委員、又は活動委員の三分の一以上の請求があった場合

(構成)

第15条 総会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 活動委員
- (3) 常任評議委員

2 仁川小学校区の住民、及び仁川小学校区に拠点を持つ団体は、総会を傍聴することができる。

(招集)

第16条 総会を招集するときは、少なくとも5日前までに、構成員に審議事項を示して通知しなければならない。

(任務)

第17条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 本会の基本方針に関すること。
- (2) 事業報告及び決算を行い、事業計画及び予算を策定すること。
- (3) 常任評議委員会の推薦に基づき、役員を選任すること。
- (4) 会則の制定、及び改廃。
- (5) その他、本会に関する重要事項に関すること。

(総会の権限の委任)

第18条 総会の議決事項に属することで、臨時総会を開催する時間がないときは、役員会の承認を経て、常任評議委員会の議決をもって臨時総会の議決にかえることができる。但し、この場合、直後の活動委員会に報告することとする。

第7章 会議

(会議の招集)

第19条 会議は、総会を除き、会議の長が必要を認めたとときに開催する。ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第20条 会議は、構成員の過半数の出席（委任状提出者を含む）によって成立し、出席者の過半数によって議決することが出来る。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

第8章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第22条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 行政等からの補助金等
- (2) 寄付金
- (3) 事業活動による収益金
- (4) その他の収入

附則

(施行日)

この会則は、平成27年11月16日から施行する。

この会則は、平成28年5月29日から改定施行する。

この会則は、令和2(2020)年5月17日から改定施行する。

この会則は、令和6(2024)年5月19日から改定施行する。

(経過措置)

現に本会を構成する自治会、各種団体、及び役員、活動局委員は、改正後の規程により登録、選任されたものとみなす。

別表 自治会及び登録各種団体一覧(本会則施行日現在、五十音順)

自治会	各種団体
鹿塩自治会	寿会
仁川旭ガ丘自治会	スポーツクラブ21仁川
仁川うぐいす台自治会	地域ふれあいの会
仁川北自治会	鉄道模型の会
仁川台第一区自治会	仁川おひさまクラブ
仁川台第二区自治会	仁川小学校 PTA
仁川高台自治会	仁川小放課後遊ぼう会
仁川高丸自治会	仁川台倶楽部
仁川団地自治会	仁川デイサービスセンター
仁川月見ガ丘自治会	仁川幼稚園 PTA
東仁川団地自治会	ホタルを育てる会
	補導委員
	民生委員・児童委員

仁川まちづくり協議会 細則

第1章 専門部

(専門部の名称)

第1条 活動委員会に、次の専門部を置く。

- (1) 福祉部
- (2) 健康部
- (3) 文化交流部
- (4) 環境部
- (5) 生活安全部
- (6) 広報部

(専門部の役割)

第2条 専門部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 福祉部は、住民の福祉に関する事業を実施する。
- (2) 健康部は、住民の健康に関する事業を実施する。
- (3) 文化交流部は、住民相互の交流や文化の向上に関する事業を実施する。
- (4) 環境部は、仁川小学校区の環境に関する事業を実施する。
- (5) 生活安全部は、住民の安全、防犯、防災等に関する事業を実施する。
- (6) 広報部は、本会の活動、及び本会に所属する各種団体の活動等を住民に広報する。

(専門部員)

第3条 本会の活動委員は、いずれかの専門部に所属する。

- 2 各専門部に、部長、副部長、及び会計担当を置く。
- 3 副部長、及び会計担当は、各専門部に所属する活動委員の互選により選出する。

第2章 役員選考委員会

(任務)

第4条 役員選考委員会は、本会会則第9条に定める役員のうち、次年度の次の役員を選考する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 活動委員会委員長兼務副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1～数名 |
| (5) 会計 | 2名 |
| (6) 監事 | 2名 |

- 2 役員選考委員会は、3月末までに選考結果を取りまとめ、できるだけ早く常任評議委員会で承認を得なければならない。

(構成)

第5条 役員選考委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 常任評議委員会において選出された3名から5名。
- (2) 活動委員会において選出された5名から10名。
- 2 現会長及び現副会長は、役員選考委員にはなれない
- 3 現役員が半数を超えてはならない。
- 4 役員選考委員会に、委員長、及び副委員長を置く。
- 5 役員選考委員会委員長は、選考委員の互選により選任され、役員選考委員会を代表し、議長となる。
- 6 役員選考委員会副委員長は、役員選考委員会委員長が指名し、役員選考委員会委員長を補佐する。

(招集)

第6条 役員選考委員会の招集は、次のとおりとする。

- (1) 第1回役員選考委員会は、会長が招集する。
- (2) 第2回以降の役員選考委員会は、役員選考委員会会長が招集する。

(施行日)

この細則は、平成27年11月16日から施行する。

この細則は、平成29年2月6日から改定施行する。

この細則は、令和3(2021)年2月10日から改定施行する。

この細則は、令和6(2024)年5月19日から改定施行する。